

## 第 59 回伊勢市都市計画審議会

### 書面による事前説明

#### 「伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価方法書及び都市計画素案について

##### ■概要

伊勢広域環境組合では、老朽化が進むごみ処理施設の更新を計画しています。当該ごみ処理施設については、建築基準法第 51 条及び都市計画法第 11 条第 1 項第 3 号の規定により、都市計画に定めることとします。また、三重県環境影響評価条例に基づく、環境影響評価（環境アセスメント）を実施する必要がありますが、ごみ処理施設は都市計画に定めることになるため、同条例第 39 条の規定により、環境影響評価その他の手続きは市が事業者にかわるものとし、都市計画決定の手続きと併せて行います。（法令の抜粋については、「[参考](#)」P 1, P 2」参照）

施設の更新に伴い事業地を東側へ拡大する計画ですが、既設の東隣には市道西豊浜 62 号線ほか 2 路線があり、これらの路線の一部を取り込み、区域を拡大することから、区域内となる道路を廃止することとし、新設するごみ処理施設計画区域の東側及び南側に、代替の市道を新設します。（「[参考](#)」P 3」参照）

##### ■事前説明案件 1

#### 伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理場）の変更素案について（伊勢市決定）

##### (1) 計画書（「[資料](#)」P 1」参照）

- ① 新設するごみ処理施設について、都市計画決定の変更を行います。
- ② 名称は伊勢広域環境組合ごみ処理施設、位置は伊勢市西豊浜町、面積は約 6.05ha、処理性能につきましては備考欄に記載のとおりとなります。

##### (2) 位置・区域（「[資料](#)」P 2, P 3」参照）

- ① 新設のごみ処理施設の位置は既設と同じ地域である西豊浜町に予定しています。（「[資料](#)」P 2」参照）
- ② 既設の区域は黄線、変更後の区域は赤塗、廃止の区域は黄塗になります。（「[資料](#)」P 3」参照）
- ③ 既設ごみ処理場の東側へ、新設するごみ処理施設の区域を約 3.5ha 拡大し、南側約 0.35ha についてはごみ処理施設の一体的土地利用を考慮した上で、今後ごみ処理施設としての利用を想定していないため、廃止することとします。
- ④ 新設する市道は都市施設の区域には含まれていません。（「[参考](#)」P 3」参照）

##### (3) 理由書（「[資料](#)」P 4」参照）

- ① 「[資料](#)」P 4」に記載のとおりです。

(4) 新旧対照表（「資料」P 5」参照）

- ① 既設の都市計画決定内容及び新設との比較について記載してあります。
- ② ゴシック斜体の文字は、変更前を示しています。

## ■事前説明案件 2

### 伊勢都市計画特定用途制限地域の変更素案について【伊勢市決定】

(1) 概要（「資料」P 6～P 8」参照）

- ① ごみ処理施設の拡大区域の特定用途制限地域は、P 7の第一種田園・集落地区となっており、都市計画の土地利用との整合性を図るために、P 8の幹線道路沿道流通・業務地区へと変更するものです。

(2) 位置・区域（「資料」P 9～P 11」参照）

- ① 位置については西豊浜町で、ごみ処理施設の拡大区域について、特定用途制限地域を変更します。（「資料」P 9, P 10」参照）
- ② 変更区域については、新設する市道の区域を含むため、約 4.1ha となります。（「参考」P 3」参照）
- ③ 区域界については「資料」P 11」に記載のとおりです

(3) 理由書（「参照」P 12」参照）

- ① 「資料」P 12」に記載のとおりです。

## ■事前説明案件 3

### 環境影響評価方法書の縦覧の概要（「資料」P 13」参照）

(1) はじめに

- ① 三重県環境影響評価条例第 39 条の規定により、事業者である伊勢広域環境組合に代わり、都市計画決定権者である伊勢市が都市計画決定の変更と併せて手続きを実施します。
- ② 関係する地域は、環境影響が及ぶ範囲として設定することから、伊勢市、明和町及び玉城町となります。

(2) 環境影響評価の選定項目

- ① 環境影響評価の選定項目については、三重県環境影響評価技術指針に基づき、計画地の地域特性に合った調査項目を選定し評価を行います。
- ② 本事業で選定した環境影響評価項目は、左下表のとおりであり表中に○で示してあります、△は準備書作成の時点で影響要因として考えられる場合には、環境影響評価の項目に選定します。

(3) 調査スケジュール

- ① 令和2年9月から令和3年8月を調査の期間とし、調査項目によって調査期間が異なります。
- ② 調査項目によって、1年間連続で調査するものと期間内に1回するものがある。

(4) 調査地点

- ① 調査対象区域は新設するごみ処理施設を中心として、概ね半径2kmの範囲となっています。
- ② 図上に記載の記号の色は、「2環境影響評価の選定項目」に記載の色とリンクしています。

■スケジュールについて（「**参考**P4」参照）

(1) 都市計画手続き及び環境影響評価の流れ

- ① 都市計画決定と環境影響評価は並行して進めていきます
- ② 手続きの流れとしては図のとおりとなります。
- ③ 現在は図の赤塗の段階になります。

(2) 都市計画素案及び環境影響評価方法書の縦覧

- ① 6月1日から7月15日まで縦覧を行います。
- ② 都市計画変更素案と環境影響評価方法書は同時に縦覧を行います。
- ③ 都市計画変更素案の縦覧についての詳細は都市計画手続きの1.素案の縦覧に記載のとおりとなります。
- ④ 環境影響評価方法書の縦覧については環境影響評価の1.方法書の縦覧に記載のとおりとなります。

(3) 説明会の開催について

- ① 6月5日にハートプラザみそので説明会を開催します。
- ② 都市計画変更素案と環境影響評価方法書の説明会を同時に行います。
- ③ 説明会の詳細については都市計画手続き及び環境影響評価の2.説明会の開催に記載のとおりとなります。

(4) 意見申出書の提出について





- ① 都市計画の変更素案に対してご意見のある方で、市民又は利害関係のある方は意見申出書を提出することができます。
- ② 提出期限及び提出先については都市計画手続きの3.意見申出書の提出に記載のとおりとなります。
- ③ 意見申出書の提出があった場合、公聴会を開催します。

④ 公聴会の開催は7月29日ハートプラザみそので行います。

(5) 意見書の提出について

- ① 環境影響評価方法書の内容に環境の保全の見地から、ご意見のある方はどなたでも意見書を提出することができます。
- ② 提出期限、提出先及び意見書に記載する事項については環境影響評価の3.意見書の提出に記載のとおりとなります。

■全体スケジュール

項目/年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
基本計画・環境影響評価 都市計画決定の変更								
用地測量								
地質調査								
用地買収・設計・建設								
新施設運転開始								